

## 医科点数等Q & A

（在宅医療）

**Q 1** 注射の通則に新設された看護師等遠隔診療注射実施料を算定した場合、在宅患者訪問点滴注射指導管理料は算定できるか。

**A 1** 算定できません。

（投薬）

**Q 2** 2026年6月1日より入院外の患者に対する栄養保持目的の医薬品の投与は原則、調剤料、処方料、薬剤料、処方箋料、調剤技術基本料（以下「調剤料等」）が算定できないこととなったが、例外はないのか。

**A 2** 以下の「ア.」又は「イ.」に該当する場合は調剤料等が算定できます。

ア. 手術後の患者や経管により栄養補給を行う患者で、その旨を処方箋及びレセプトに記載している。

イ. 医師が食事での栄養摂取が困難（その他これに準ずる場合）であり、栄養保持目的の投薬が必要と判断した患者で、その理由を処方箋及びレセプトに記載している。